

呉市教育委員会会議録
(令和2年11月26日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和2年11月26日定例会

- 1 開催日時 令和2年11月26日(木) 10:00開会
10:45閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
- 4 出席職員 教育部長 坂田恭一
教育部副部長 山本正美
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼教育総務課長 安倍広志
文化スポーツ部副部長 小山成則
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほづみ
学校安全課長 栩田隆志
呉高等学校事務長 岩田茂宏
中央図書館長 沖本正樹
教育総務課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 上野美帆
- 5 傍聴者 1人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第31号 令和元年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について
 - (4) 報告第32号 寄附受納について
 - (5) 教議第47号 臨時代理の承認について(物品の取得)
 - (6) 教議第48号 臨時代理の承認について(契約の締結)
 - (7) 教議第49号 臨時代理の承認について(呉市学校施設整備基金条例の制定)
 - (8) 教議第50号 臨時代理の承認について(令和2年度教育費補正予算)

(10:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・小谷委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上野課長補佐 (令和2年10月23日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5から日程第8については議会に諮る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第31号 令和元年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第31号「令和元年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 倍 参 事 補 それでは、報告第31号「令和元年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」を御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

まず、1の教育総務課に関するものは1件でございます。

スクールバス・タクシーの運行委託業務に係り、契約内容に依拠していない誤った契約約款を用いて契約を締結していたものがあつたため、指摘を受けたものです。

続いて、2の学校安全課に関するものは1件でございます。

衛生推進者養成講習に係る予算執行について、あらかじめ執行伺により決裁を受けなければならないところ、事後にこれを行っていたため、指摘を受けたものです。

続いて、3の呉高等学校に関するものは1件でございます。

第一グラウンド部室廊下天井張替修繕に係る請書について、収入印紙が貼付されていなかったものです。

続いて、小学校に関するものです。

まず、4の警固屋小学校に関するものでございます。

旅費を伴う市内出張について、勤務地から目的地までの旅費額で支給すべきところ、誤って住居地から目的地までの旅費額で支給していたものです。

次に、5の昭和北小学校に関するものでございます。

寄附を受ける際には、所定の手続を踏む必要があつたにもかかわらず、これを行わず寄附を受けていたものです。

次に、3ページを御覧ください。6の安浦小学校に関するものでございます。

学校施設の使用許可について、校長が決裁することとなっているところ、決裁手

続が行われていなかったものです。

いずれの案件も、監査指摘後、速やかに修正等の対応をするとともに、適正な事務について、職員に周知、徹底を図りました。

なお、これらの指摘事項及び措置状況につきましては、監査委員から12月上旬に公表される予定となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の報告第31号「令和元年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第32号 寄附受納について

教 育 長 　次に、日程第4の報告第32号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 　それでは、報告第32号「寄附受納について」を御説明いたします。
資料の5ページを御覧ください。

(1)について、呉市立昭和北中学校PTAより同中学校に対し、63万円相当の物品の寄附申込みがあり、これを受納することとしました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの行事が中止となった生徒に対し、日々の活動や授業等で役立ててほしいとの思いから、同中学校にテレビ15台の寄附をいただいたものです。

次に、(2)についてです。この度、創価学会より呉市立天応小学校及び天応中学校に対し、60万9,130円相当の物品の寄附申込みがあり、これを受納することとしました。

これは、自然災害で被害を受けた学校などを対象に行われている優良図書の贈呈活動の一環として、豪雨災害で被害のあった同小学校及び同中学校において、図書各150冊、書架各1台、合計302点の寄附を受けることとしたものです。

この寄附については、11月17日に贈呈式が行われました。

次に、(3)についてです。重盛親聖様より呉市立豊浜中学校に対し50万円相当の物品の寄附申込みがあり、これを受納することとしました。

これは、重盛様が15歳まで在住していた、出身地である豊浜町に対して、図書の寄贈申出があり、より活用できる豊浜中学校に図書の寄附をいただいたものです。
説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第4の報告第32号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 (1)のPTAからの寄附について質問ですが、財源は何か分かりますか。

森 川 課 長 　PTA会費からと伺っております。

佐々木委員 　最近新型コロナウイルス感染症の影響もあり、バザーなどはしないということを知っていましたので、そういったことでお金を集めたのであれば、参考にしたいと思いお聞きしました。ありがとうございました。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。
傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。

教議第47号 臨時代理の承認について（物品の取得）

教 育 長 次に、日程第5の教議第47号「臨時代理の承認について（物品の取得）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 それでは、教議第47号「臨時代理の承認について（物品の取得）」を御説明いたします。

本件は、呉市立小中学校学習用タブレット端末等一式の取得について、12月議会への上程に向けて、緊急に処理をする必要が生じたことから、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

資料は9ページを御覧ください。

1の品名は、学習用タブレット端末等一式です。2の使用目的は、児童生徒一人に1台の端末を整備し、呉市立小中学校の学習用として使用するためです。3の構成について、学習用タブレット端末1万6,007台については、iPad OS 14以上に対応した最新機器Wi-Fiモデルを、キーボード、端末用ケースの付属機器と共に納入いたします。納入時には、業者が初期設定を完了させ、画面保護フィルムを端末に貼り付けた、すぐに使用できる状態で各学校に配付します。4にタブレット端末等のイメージ図を添付しておりますので、御覧ください。最後に、5の公募型プロポーザル参加業者数は3者でございました。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第47号「臨時代理の承認について（物品の取得）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 タブレット端末や付属機器など、高価な物だと思いますが、学校でどのように管理するようになっているのですか。盗難対策等あればそれについても教えてください。

森 川 課 長 盗難等の対応については、業者と保守契約を締結する予定です。善意無過失で破損したものについては、教育委員会で補填をいたしますが、盗難や故意の破損については、相応の負担を求めたいと考えております。

船 尾 委 員 分かりました。学校内でどこに保管するかなど管理が難しいところはあると思いますが、徹底していただきたいです。

もう一つ質問ですが、端末ごとに使用者を決めて1年間使用し、卒業や入学もありますので、また次の年になって使用者が替わって1年間使用してを繰り返すようになるのでしょうか。

森 川 課 長 基本的には、小学6年生、中学3年生が卒業する時点で、初期化して更新を図ります。小学1年生でタブレット端末を持ちますと、その者がずっと持ち上がりで、その端末を更新するまで番号を設定して使っていくように考えております。

船 尾 委 員 分かりました。高価な物なので、それを十分に児童生徒に認識させて、なるべく落としたり壊したりすることがないように、貸出しの際には保護者にも注意を促すようにお願いします。

佐々木委員 公募型プロポーザル参加が3者ということですが、地元の業者はいなかったの

すか。

森川課長 広島市内の業者は1者いらっしゃいました。そのほかの2者は全国規模の業者でしたが、いずれも広島に支店を置く業者です。

佐々木委員 分かりました。

小谷委員 これからは、それぞれが机に1台タブレット端末を置いておくということでしょうか。

森川課長 タブレット端末については、当初は学校での保管を考えておりましたが、コロナ禍の中で、遠隔授業の必要性が高まったことで、持ち帰りをしてもらうようにしております。

小谷委員 自宅でも学校とのやり取りなどができるというわけですね。

森川課長 そのとおりでございます。

教育長 基本的には、1年時にタブレット端末を貸与し、卒業までそれを学校で使用したり、家庭に持ち帰って使用したりします。学校のどこかに保管をすることは行いません。

安部課長 持ち帰りを前提に想定しておりますので、現在モデル校を設定し、持ち帰る際にはどういったことに注意する必要があるのか、家庭にはどういう知らせ方をしたらいいのかということの研究しております。発達段階によっては、例えば掃除の際に机から落とさないようにするにはどうすればいいのかとか、お茶を飲む際にタブレット端末にお茶をこぼさないようにするにはどうしたらいいのかといった、細かいところも徹底していかなければならないと考えております。

佐々木委員 以前、リモート授業の話になった際に、各家庭の通信環境をどうするのかといった問題があったと思います。その辺の予算はこの中に含まれているのですか。

森川課長 この予算は、タブレット端末を購入する費用のみです。以前にも報告したと思いますが、通信環境がない家庭には、別立ての予算でWi-Fiルータを貸し出す予定です。それについては、令和3年3月までに購入する予定です。

船尾委員 タブレット端末は持ち帰るという認識ではなかったもので、考え方が変わりますが、破損したときの保障について、保守契約の中でという話でしたが、学校の中であれば過失について分かりやすいと思います。しかし、家の中や登下校中での破損については、もう少しルールを決めて過失の部分を明確に示された方が良いのではないかと思います。1万台以上もの端末を管理するとなると、画面の破損等が多発すると思います。故障が多発することを想定して事前の対策をしていただきたいと思います。

森川課長 過失割合など難しい問題ではありますが、基本的に保守契約は業者と締結します。今回はタブレット端末を落札した業者と、保守及びセキュリティについて別途契約をするつもりです。その中で、基本的には善意無過失のものについては保守をしますが、その判断は業者に任せます。保守するものについては、Apple社のAppleCareによって対応しますので、その基準にのっとって速やかにさせていただきます。盗難紛失の場合は、転売される可能性も考慮しまして、保護者負担とするようなルールを作っていきたいと考えております。

船尾委員 分かりました。よろしく申し上げます。

教育長 実際の運用については、学校現場の意見もありますので、学校施設課と学校教育課で今後、よく協議してもらいたいと思います。まとめ次第、またお知らせしたいと思います。

小谷委員 Wi-Fi環境がない家庭はどのくらいあるのですか。

森川課長 一度アンケート調査を実施しておりまして、おおむね10%程度という結果でした。

もう一度調査をして、Wi-Fi環境を設置できるけどしないのか、設置しようと思っ
てもできないのか、そこを精査して機器の貸与をしていきたいと思います。

小 谷 委 員 保護者の意見をよく聞いて、全員にWi-Fi環境が整うようにしてほしいと思いま
す。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろ
しいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

教議第48号 臨時代理の承認について（契約の締結）

教 育 長 次に、日程第6の教議第48号「臨時代理の承認について（契約の締結）」を議
題とします。

事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 それでは、教議第48号「臨時代理の承認について（契約の締結）」を御説明いた
します。

本件は、安浦中学校体育館建設工事の契約締結について、契約金額が1億5千万
円を超えたため、12月議会への上程に向けて、緊急に処理をする必要が生じたこと
から、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項により、
別紙のとおり教育長が臨時に代理したため、同条第2項の規定に基づき、報告し承
認を求めるものでございます。

資料13ページを御覧ください。

工事名は、安浦中学校体育館建設工事です。工事場所は、呉市安浦町中央4丁目
2番1号です。主な工事概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、延べ面
積1,134.68㎡でございます。

完成期限は、令和3年11月25日、予定価格は4億3,555万8,200円で、一般競争入
札を行い、4億40万円で株式会社神垣組が落札し、令和2年11月11日付けで仮契約
を締結しております。

なお、本工事に伴う電気設備工事及び給排水その他設備工事は、別途契約いたし
ます。

令和2年10月29日に開札が行われ、参加業者数は、先ほど説明いたしました株式
会社神垣組を含めた3者でございました。

資料の14ページに付近見取図、15ページに配置図、16ページから17ページにかけ
て平面図及び立面図を添付しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の教議第48号「臨時代理の承認について（契約の
締結）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお
願いいたします。

佐々木委員 バasketコートが2面とありますが、公式戦が2面とれる大きさでしょうか。
森川課長 公式戦を行う場合は1面しかとれません。

佐々木委員 あと1m横幅があれば公式戦が2面でできるような体育館もあります。なぜあと
1m大きく作れなかったのかという声をいろいろな体育館で聞きますので、少し残
念に思います。

- 森川課長 国庫補助を受けるのに必要面積が定められています。今回の場合は、生徒数に応じて基準が決まります。その基準を超えた部分については、国庫補助の基準から外れますので、補助を受けるには相応の理由が必要になります。例えば、委員がおっしゃったように2面使って公式戦をどうしてもこの場所でやる必要があるとの理由を付して、文部科学省と話し合いをすることはできます。しかし、この場所で公式戦をやるべきという理由がなかなか立ちませんので、あくまでも文部科学省の基準に応じた面積で最大限のものを作ることになります。
- 佐々木委員 各競技団体において、公式戦の場所が、各自治体体育館等で確保できない場合、各学校へ申請するようになります。学校では1面しか公式戦ができないとなると、会場を分散して参加するようになります。そうすると、会場に行くのに不便だし、例えば男女チームを一人の先生が担当している場合もあり、不便にしておられます。もし次の機会があれば、公式戦が2面できるように考えていただけたらと思います。
- 船尾委員 学校の体育館に男女のシャワー室があるのをよく見るのですが、使っているのを見たことがありません。どういった理由で設置しているのですか。シャワー室を完備することを義務付けられているのですか。
- 森川課長 義務付けはありませんが、設置することができる施設として体育館は設定されています。せつかく設置することができる施設でありますから、運動した後にシャワー室があった方が良好だろうということで設置しております。また、避難所として使用することもありますので、設置しているものでございます。
- 教育長 基本的には、避難所機能も有しているので、それも含めて設置しております。
- 船尾委員 分かりました。
- 教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。
(異議なしの声)
- 教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

教議第49号 臨時代理の承認について（呉市学校施設整備基金条例の制定）

- 教育長 次に、日程第7の教議第49号「臨時代理の承認について（呉市学校施設整備基金条例の制定）」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 森川課長 それでは、教議第49号「臨時代理の承認について（呉市学校施設整備基金条例の制定）」を御説明いたします。
本件は、呉市学校施設整備基金条例の制定について、12月議会への上程に向けて、緊急に処理をする必要が生じたことから、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項により、教育長が臨時に代理したため、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めらるるものでございます。
資料21ページをお願いいたします。
1の基金の設置の趣旨でございます。国庫補助の公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて整備した学校教育施設の建物等を、国が定める処分制限期間内に補助金等の交付の目的に反して譲渡し、あるいは貸し付けるなど、いわゆる財産処分を行う場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、文部科学大臣の承認が必要とされるとともに、原則として、処分する財産の残存価

額に対する補助金等の相当額を国庫に納付することとされています。

ただし、国庫補助事業完了後10年以上が経過した建物等を有償で財産処分をする場合、学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用するときは、国庫納付を必要としないとされています。

この度、国庫補助を受けて整備した旧倉橋学校給食共同調理場を有償で譲渡したことから、補助金等相当額以上の額を学校の施設整備に要する経費として積み立てるため、基金を設置するものです。

続いて、2の財産処分の概要でございます。

旧倉橋学校給食共同調理場は、昭和62年度に国庫補助を受けて建設しましたが、倉橋地区の小中学校の統廃合に伴い、平成25年度末に廃止されていました。

昨年度、この旧共同調理場を譲渡するため一般競争入札を実施し、民間企業と令和2年2月19日付けで売買契約を締結しております。

続いて、3の国の承認及び補助金等相当額の確定でございます。

令和2年8月31日付けで、文部科学大臣から財産処分の承認を受けるとともに、国庫納付の代わりに基金として積み立てることが必要な補助金等相当額が115万9,713円にて確定しました。

次に、4の基金の使途でございます。

基金は、これからの校舎、体育館等の新築及び増築など、学校の施設整備に要する経費の財源とします。

最後に、5の施行期日は、公布の日としております。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第7の教議第49号「臨時代理の承認について（呉市学校施設整備基金条例の制定）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 　基金に関する金融機関への預金その他については、財政課の職務になると思いますが、有益な方法ということで考えると、金融機関の金利というのは非常に低いのですので、それを利用するのは有益とはいえないと思います。そのほかのやり方はないのでしょうか。

森 川 課 長 　この度の基金条例を設定するに当たっては、残存価値を国へ申請しましたところ、先ほどの金額でありました。本来ならば、このお金は国庫に返さなければなりません。しかしながら、平成27年の7月に文部科学省から、学校の校舎や体育館など教育財産で再度利用する場合には、基金として特定目的の財産として管理するのであれば、それを国庫に返納せず市で使うことを容認する旨の通達がありました。したがって、この度、平成27年の通達以降、10年以上経過した建物を有償で財産処分をするケースが初めて発生しましたので、基金条例を制定し、そこに納付する形を考えたものでございます。財産運用の観点から考えますと、有益な運用にはなりません。国に納付するよりは、本市でもって、もう一度教育財産に使用したいということで制定する条例でございます。

佐々木委員 　基金を制定するときは、使途はもっと具体的なものでなくてもよいのですか。例えば、毎年こういったことに使用するだとか、それに伴う金額はこのくらいだとか、そういったものは必要ないのですか。

森 川 課 長 　おっしゃるとおり必要です。金額については予算として定めます。使途については、教育財産に使用するというように定めております。どこの学校にというところまでは決めておりませんが、あくまでも教育財産に使用するという使途を決めている特定目的の基金であります。

佐々木委員　　そこまで具体的な使途がなくても、基金は設立できるということですね。
森川課長　　教育財産に使用するというのは、十分な特定目的であると考えております。
佐々木委員　　分かりました。

教 育 長　　これから条例化を図りたいということで、議会に上程します。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長　　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長　　御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。

教議第50号 臨時代理の承認について（令和2年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

教 育 長　　以上で定例会を閉会します。

(10:45)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 佐々木 元)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(令和2年11月26日定例会)